

一 納入金一律七十円トスルコト

(一 案) 固定ノ納入金 六十円

回数納入金 十銭

(二 案) 固定納入金 五十円

回数納入金 十二銭

(三 案) 差馬カ納入金 九十円

十馬カビツクスター 百 圓

右三案中何レカヲ選擇スルコト

二 増車ハ現在五十九名ヲ限定トシ増車ノ場合ハ一

般車主ニ計ルコト

右案ニ對シテハ抑々會社ノ所有車輛六十二輛アル
ル七内三輛破損使用出來サル關係上五十九輛ヲ

三 旧車輛負債ハ金額免除ノコト
示セル故ヲ以テ之ヲ六十二輛基準トスル事

右ニ對シテ要求通り全免スルコトハ會社トシテ到

底ニ可取ナルノミナラス全納者ト不納者トノ均
衡ヲ保シ難ク又一理事者ノ所存ニ確定スルコト

又不可能ナリ從テ株主ニ諮ル可キモノナルモ又
配人トシテノ案ハ五百圓ノ單位トシ一割消却百

圓ノ單位トシ一部ノ消却ヲ容認スル事
四 車輛更新ニ際シ額金ハ金六百五十圓トスル事

容認
五 故障休車ノ場合納入金ハ日割ヲ以テ計算スル事

營業規則ニ五百ト明記シアルヲ以テ之レヲ三日